



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年 9月26日金曜日 第2609号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....	（障害福祉課）... 781
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	（経営支援課）... 782
保安林の指定の解除.....	（森林整備課）... 782
指定居宅サービス事業者の指定.....	（東予地方局地域福祉課）... 783
指定居宅介護支援事業者の指定.....	（ " ）... 783
指定介護予防サービス事業者の指定.....	（ " ）... 783
指定居宅サービス事業の廃止.....	（ " ）... 783
指定居宅介護支援事業の廃止.....	（ " ）... 783
指定介護予防サービス事業の廃止.....	（ " ）... 784
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	（ " ）... 784
指定居宅サービス事業者の指定.....	（南予地方局地域福祉課）... 784
指定介護予防サービス事業者の指定.....	（ " ）... 784
指定居宅サービス事業の廃止.....	（ " ）... 785
指定介護予防サービス事業の廃止.....	（ " ）... 785
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	（ " ）... 785
建設業者の許可の取消し.....	（南予地方局管理課）... 785
道路の区域変更（県道下鍵山松野線）.....	（ " ）... 786
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）... 786
道路の区域変更（県道広見吉田線）.....	（ " ）... 786
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）... 786
道路の区域変更（県道久良城辺線）.....	（南予地方局愛南土木事務所）... 786

雑 報

宇和島地区広域熱回収施設等整備事業に係る工事着手について.....	（環境政策課）... 787
-----------------------------------	----------------

告 示

○愛媛県告示第1091号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成26年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
コスモ薬局 れんげ店	西予市宇和町れんげ965 - 39	ミラクレスコスモ株式会社	薬局（育成医療・更生医療）	平成26年 9月1日
ひまわり薬局	西予市宇和町永長123 - 3	愛ファーマシー株式会社	薬局（育成医療・更生医療）	平成26年 9月1日

○愛媛県告示第1092号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成26年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社訪問看護ステーションすみれ	今治市片山2丁目5番28号	訪問看護ステーションすみれ	今治市片山2丁目5番28号	訪問看護ステーション(育成医療・更生医療)	平成26年9月1日

○愛媛県告示第1093号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年9月26日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニクロ宇和島店・西松屋宇和島店・シューブラザ宇和島店
宇和島市祝森甲1672-1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイワロイヤル株式会社
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
代表取締役 原田 健
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ユニクロ
山口県山口市佐山717番地1
代表取締役 柳井 正
株式会社西松屋チェーン
兵庫県姫路市飾東町庄266-1
代表取締役 大村 禎史
株式会社チヨダ
東京都杉並区成田東4丁目39番8号
代表取締役 舟橋 浩司
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年5月10日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,272.14平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
96台
イ 駐輪場の収容台数
65台
ウ 荷さばき施設の面積
54.5平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
21.51立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前6時 閉店時刻 午後9時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前5時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成26年9月9日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1094号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年9月26日

愛媛県知事 中村時広

1 (1) 解除に係る保安林の所在場所

今治市大三島町宮浦3692の2、3693の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

土地改良事業用地とするため

2 (1) 解除に係る保安林の所在場所

今治市大三島町宮浦3692の2

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

土地改良事業用地とするため

○愛媛県告示第1095号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成26年9月26日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人杉の子会	デイサービス廣寿苑	愛媛県今治市高橋甲1142番地1	平成26年8月8日	通所介護

○愛媛県告示第1096号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成26年9月26日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社あいか	ケアプランセンターなのはな	愛媛県今治市中寺1029番地3	平成26年8月1日	居宅介護支援
フジケア株式会社	指定居宅介護支援事業所 フジケア	愛媛県西条市下島山甲1384番地	平成26年8月24日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1097号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成26年9月26日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人杉の子会	デイサービス廣寿苑	愛媛県今治市高橋甲1142番地1	平成26年8月8日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1098号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年9月26日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ふじ	サン訪問介護 三島事業所	愛媛県四国中央市中之庄町621番地1	平成26年8月31日	訪問介護
株式会社ふじ	介護プラザサン 三島事業所	愛媛県四国中央市中之庄町621番地1	平成26年8月31日	通所介護

○愛媛県告示第1099号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年9月26日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ふじ	サン居宅介護 三島事業所	愛媛県四国中央市中之庄町621番地 1	平成26年 8月31日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1100号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年 9月26日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ふじ	サン訪問介護 三島事業所	愛媛県四国中央市中之庄町621番地 1	平成26年 8月31日	介護予防訪問介護
株式会社ふじ	介護プラザサン 三島事業所	愛媛県四国中央市中之庄町621番地 1	平成26年 8月31日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1101号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成26年 9月26日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810500615	特定非営利活動法人えひめ障害者ヘルパーセンター	松山市紅葉町 3番45号	金 村 厚 司	居宅介護	ひめヘルプ東予事業部	新居浜市新須賀 4丁目13番21号	平成26年 9月 1日
3810500615	特定非営利活動法人えひめ障害者ヘルパーセンター	松山市紅葉町 3番45号	金 村 厚 司	重度訪問介護	ひめヘルプ東予事業部	新居浜市新須賀 4丁目13番21号	平成26年 9月 1日
3810500615	特定非営利活動法人えひめ障害者ヘルパーセンター	松山市紅葉町 3番45号	金 村 厚 司	同行援護	ひめヘルプ東予事業部	新居浜市新須賀 4丁目13番21号	平成26年 9月 1日

○愛媛県告示第1102号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成26年 9月26日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社介護ムラナカ	複合型介護施設キネマ ショートステイ	愛媛県大洲市新谷乙537番地 1	平成26年 8月28日	短期入所生活介護
合同会社介護ムラナカ	複合型介護施設キネマ デイサービス	愛媛県大洲市新谷乙537番地 1	平成26年 8月28日	通所介護

○愛媛県告示第1103号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成26年 9月26日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社介護ムラナカ	複合型介護施設キネマ ショートステイ	愛媛県大洲市新谷乙537番地1	平成26年 8月28日	介護予防短期入所生活介護
合同会社介護ムラナカ	複合型介護施設キネマ デイサービス	愛媛県大洲市新谷乙537番地1	平成26年 8月28日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1104号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年 9月26日

愛媛県南予地方局長 稲田 洋一郎

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社サット	愛リス介護サービス	愛媛県八幡浜市191番地	平成26年 8月1日	訪問介護
株式会社よしまる	訪問介護未来	愛媛県宇和島市丸穂町一丁目9番30号	平成26年 8月31日	訪問介護

○愛媛県告示第1105号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年 9月26日

愛媛県南予地方局長 稲田 洋一郎

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社サット	愛リス介護サービス	愛媛県八幡浜市191番地	平成26年 8月1日	介護予防訪問介護
株式会社よしまる	訪問介護未来	愛媛県宇和島市丸穂町一丁目9番30号	平成26年 8月31日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第1106号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成26年 9月26日

愛媛県南予地方局長 稲田 洋一郎

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810700314	社会福祉法人宗友福祉会	愛媛県松山市中野町甲640番地	丹生谷 宗 久	就労継続支援B型	S a .おいでや	愛媛県大洲市田口甲35番1	平成26年 9月10日

○愛媛県告示第1107号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般 - 24)第4676号	平成24年 6月11日	二宮建築	二宮 要	西予市野村町四郎谷1 - 1085	平成26年 8月1日	建築工事業	建設業の廃止

(般 - 23)第96号	平成23年 7月3日	(株)浅田組	浅田 春雄	宇和島市寄松甲154	平成26年 8月14日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
----------------	---------------	--------	-------	------------	----------------	-------	----------------

○愛媛県告示第1108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	下鍵山松野線	北宇和郡松野町大字延野々1084番3から 同大字1238番1まで	旧	メートル 10.0～14.7	キロメートル 0.100	
			新	10.8～25.8	0.100	

○愛媛県告示第1109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	下鍵山松野線	北宇和郡松野町大字延野々1084番3から 同大字1238番1まで	平成26年 9月26日

○愛媛県告示第1110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	広見吉田線	宇和島市高串字舟ノ川乙358番2から 同字357番2まで	旧	メートル 5.6～8.6	キロメートル 0.036	
			新	7.2～30.5	0.036	

○愛媛県告示第1111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広見吉田線	宇和島市高串字舟ノ川乙358番2から 同字357番2まで	平成26年 9月26日

○愛媛県告示第1112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 9月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	久良城辺線	南宇和郡愛南町久良2329番から 同町久良2316番2まで	旧	メートル 3.5～8.8	キロメートル 0.012	
			新	8.9～11.0	0.012	

雑 報

○公 告

宇和島地区広域熱回収施設等整備事業に係る工事着手について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第34条第1項の規定により、次の対象事業について工事着手したので、次のとおり公告します。

平成26年 9月26日

宇和島地区広域事務組合組合長 石 橋 寛 久

1 事業者の名称及び所在地

- (1) 名 称 宇和島地区広域事務組合
- (2) 所在地 宇和島市曙町1番地

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名 称 宇和島地区広域熱回収施設等整備事業
- (2) 種 類 ごみ処理施設の設置の事業
- (3) 規 模 1日当たりの処理能力 120トン

3 対象事業の実施区域

宇和島市祝森字一里塚甲3799番 外

4 愛媛県環境影響評価条例第34条第1項の該当した号 第1号

5 該当した時期

平成26年 9月 3日